

機械加工職種(数値制御旋盤作業)

<p>作業の定義</p>	<p>数値制御旋盤を使用し、材料の形状や材質に応じて、加工方法や切削条件(切削速度、切込み、送り)等のプログラムの編集・入力した後、自動運転により加工物を回転させ、刃物台に取り付けられた刃物(バイトと呼ばれる工具)に送りを与え、目的に応じた切削加工を行う作業をいう。</p> <p>参考 数値制御旋盤：工作物を回転させ、主としてバイトなどの静止工具を使用して、外丸削り、中ぐり、突切り、正面削り、ねじ切りなどの切削加工を数値制御運転によって行う数値制御工作機械 (JIS B0105 02000)</p>		
<p>必須業務(移行対象職種・作業で必ず行う業務)</p>	<p>第1号技能実習</p> <p>(1)数値制御旋盤作業 (③④の切削精度は、100分の5mm以上を目途。)* ①数値制御旋盤の取扱い作業 ②各種の切削工具の取付け及び取外し作業 ③直線切削作業 ④穴あけ作業 ⑤切削作業の種類、工作物の材質及び切削工具の材質に応じた切削速度、切込みおよび送りの決定作業 ⑥プログラム入力及び編集作業 ⑦測定作業</p>	<p>第2号技能実習</p> <p>(1)数値制御旋盤作業 (③④の切削精度は、100分の5mm以上を目途。)* ①数値制御旋盤の取扱い作業 ②各種の切削工具の取付け及び加工段取り作業 ③直線切削、円弧切削、ねじ切り作業 ④穴あけ及び穴ぐり作業 ⑤作業中の簡単な支障の調整作業(必要に応じて行う) ⑥切削作業の種類、工作物の材質及び切削工具の材質に応じた切削速度、切込みおよび送りの修正および決定作業 ⑦切削工具の寿命判定作業 ⑧読図作業 ⑨プログラミング作業 ⑩測定作業</p>	<p>第3号技能実習</p> <p>(1)数値制御旋盤作業 (③④の切削精度は、100分の1mm以上を目途。)* ①数値制御旋盤の取扱い作業 ②各種の切削工具の取付け及び加工段取り作業 ③直線切削、円弧切削、ねじ切り作業 ④穴あけ及び穴ぐり作業 ⑤作業中の簡単な支障の調整作業(必要に応じて行う) ⑥切削作業の種類、工作物の材質及び切削工具の材質に応じた切削速度、切込みおよび送りの修正および決定作業 ⑦切削工具の寿命判定作業 ⑧刃先の再研削作業(必要に応じて行う) ⑨読図作業 ⑩プログラミング作業 ⑪測定作業</p>
	<p>※切削精度は基礎級、3級、2級の実技試験によるものであること。</p>		
<p>関連業務、周辺業務(上記必須業務に関連する技能等の修得に係る業務等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(1)関連業務 ①普通旋盤作業 ②フライス盤作業(数値制御式のものを含む) ③マシニングセンタ作業 ④CAD/CAM作業 ⑤放電加工作業 ⑥けがき作業 ⑦仕上げ作業 ⑧切削工具研削作業 ⑨その他の機械加工作業(研削盤、中ぐり盤、ボール盤等の工作機械)</p> <p>(2)周辺業務 ①機械検査作業 ②加工部品及びユニットの組立・調整作業 ③製品(部品)の梱包・出荷作業 ④玉掛作業(特別教育又は技能講習が必要) ⑤クレーン運転作業(特別教育又は技能講習が必要) ⑥フォークリフト運転作業(特別教育又は技能講習が必要)</p> <p>(3)安全衛生業務(関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務) 上記※に同じ</p>		
<p>使用する素材、材料等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>1.鉄鋼材(機械構造用炭素鋼、一般構造用圧延鋼等) 2.アルミニウム及びアルミニウム合金 3.銅及び銅合金 4.マシナブルセラミックス(快削性セラミックス) 5.樹脂(プラスチック) 6.その他の工業材料(切削用)</p>		
<p>使用する機械、器具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>1.を必ず使用し、2.から28のうち必要なものを使用すること。 1.数値制御旋盤 (例:最大加工径φmm 760、最大加工長さmm 770、X軸移動量mm 390 Z軸移動量mm 770、刃物台の工具取付け本数 12 等) 2.工具整理台 3.附属工具 4.回転センタ、固定センタ 5.各種バイト、正面フライス・エンドミル等 6.油砥石(あぶらといし) 7.やすり(ばり取り用) 8.ペンチ等(切りくず除去用) 9.刃物固定用工具(スパナ、六角レンチ等) 10.片手ハンマ(鋼製、銅性、木製又はプラスチック製) 11.各種マイクロメータ 12.シリンダゲージ 13.ノギス 14.スケール(金属製直尺) 15.その他計測器工具類 16.電子式卓上計算機 17.ブラシ 18.ウエス 19.小ぼうき 20.洗剤 21.作業台 22.踏板 23.敷板 24.チップ交換用レンチ 25.エアブロー 26.保護眼鏡 27.各種揚重運搬関係機械及び器具(クレーン、フォークリフト、玉掛用具等) 28.その他関連業務、周辺業務で使用する関係機械及び器具</p>		
<p>製品等の例(該当するものを選択すること。)</p>	<p>各種機械器具製造業等で製造される部品・製品や、最近ではプラスチック製品製造業、窯業・土石製品(マシナブルセラミックス)製造業等で製造される部品・製品が該当し、数値制御旋盤作業で製造される部品・製品が対象となる</p>		
<p>移行対象職種・作業とはならない業務例</p>	<p>1.機械修理作業 2.溶接作業 3.原動機組立作業 4.金属加工機械組立作業 5.産業用機械組立作業 6.上記の関連業務及び周辺業務のみの場合</p>		